

第4期八戸市地域福祉計画の概要について

1 策定の趣旨

個人や家庭が抱える課題が複合化・複雑化し、さらには、社会的孤立や既存の公的サービスでは対応できない「制度の狭間」への対応が新たな課題として顕在化していることから、こうした地域福祉を取り巻く環境の変化や社会福祉法改正等に適切に対応し、当市における「地域共生社会」の実現に向けた指針となる新たな計画として、令和4年2月策定。

2 計画の位置付け

- 社会福祉法の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として策定
- 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉に関する分野別計画で示されている基本的な理念や方向性を共有し、共通して取り組むべき事項を盛り込んだ福祉分野における最上位計画
- 再犯の防止等の推進に関する法律の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含

3 計画期間

令和4年度から令和8年度まで（5年間）

4 施策体系

※参照 資料「令和4年度事業実施状況報告」1ページ

5 計画の進行管理

登載した施策や個別事業の実施状況並びに基本目標ごとに設定した評価指標の達成状況について、毎年度、八戸市健康福祉審議会社会福祉専門分科会に報告し、点検・評価を行うとともに、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化など、適切な運用を図る。

また、進行管理の状況は、市の広報紙やホームページなどで公表する。

《参考》

これまでの地域福祉計画の策定経過

計画	期間
第1期	平成18年度～平成22年度（5年間）
第2期	平成23年度～平成27年度（5年間）
第3期	平成28年度～令和3年度（6年間） ※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年間延長
第4期	令和4年度～令和8年度（5年間）